

届出制手数料届出書 届出制手数料変更届出書	
① 令和7年 12月 5日	
厚生労働大臣 殿	
(ふりがな) かぶしがいいしゃ えぬえむひゅーまてつく	
②届出者 氏 名 株式会社エヌエム・ヒューマテック	
だいひょうとりしまりやくしゃちよう みにに かずし 代表取締役社長 三谷 一志	
職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。	
記	
③許 可 番 号	1 3 - ユ - 3 0 0 9 7 6
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしがいいしゃ えぬえむ ひゅーまてつく 株式会社エヌエム・ヒューマテック
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 1 0 4 - 0 0 6 1 電話 03 (6222) 9420
	とうきょうとちゅうおうくぎんざ いちかわびるでいんぐ
	東京都中央区銀座5-13-3 いちかわビルディング5F 五丁目13番3号
⑥適用開始・変更予定日	2 0 2 5 年 1 2 月 1 5 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	担当者：管理部 山川拓也 連絡先：03-6222-9420



手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 80 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 80 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 80 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13ーユー300976

事業所の名称及び所在地

株式会社エヌエム・ヒューマテック
 東京都中央区銀座5 ~~丁目~~ 13 ~~番~~ 3号 いちかわビルディング5F

丁目